

賞味期限前の災害用備蓄食品を配布します！

～ みんなで防災はじめよう ～



名古屋市では、災害に備えて食品等を備蓄しています。
この度、賞味期限が間近に迫り、更新を行った以下の食品について、防災意識の啓発及び食品ロス削減の観点から、市内法人・団体へ無償でお配りします。



1. 配布備蓄食品

実際に食べて、防災備蓄について改めて考えよう！

① 飲料水（500ml ペットボトル） 2,450 箱程度



【賞味期限】

令和6年7月まで

【入数】24本/1箱

【1箱あたりの梱包の大きさ】

約37cm×25cm×22cm

重さ：約13kg

② ビスケット 1,050 箱程度



【賞味期限】

令和6年1月まで

【入数】100食/1箱

【1箱あたりの梱包の大きさ】

約42cm×31cm×21cm

重さ：約7kg

※特定原材料等28品目の内、小麦、乳及び大豆を使用しています。

2. 配布対象

市内の法人、団体（NPO、学校法人、社会福祉法人等）

3. 申込期間

令和5年5月15日（月）午前10時から令和5年5月26日（金）午後4時まで

※先着順のため、在庫数に達した場合は受付を終了いたします。

4. 申込方法

名古屋市公式ホームページの専用フォームからお申し込みください。

※先着順のため、在庫数に達した場合は受付を終了いたします。

名古屋市 災害用備蓄食品の配布

検索



応募フォーム

5. 引渡期間・引渡場所 ※引渡場所までお越しいただき、受け取りをお願いします。

【引渡期間】 令和5年6月12日(月)から令和5年7月22日(土)のいずれか

【引渡時間】 午前9時から午後4時 ※申込時に選択した日時となります。

【引渡場所】 東海市に所在する倉庫(大府IC近く)

※申込受付後、具体的な引渡場所をご連絡します。

6. 配布条件(以下の全てを満たすことを条件とします)

- (1) 配布者に対して防災啓発を行うこと(例:会社の防災訓練・研修、施設の避難訓練など)
- (2) 飲料水は10箱、ビスケットは5箱以上で申し込むこと
(上限 飲料水50箱、ビスケット25箱)
- (3) 転売をしないこと(金銭、財産、事業サービスに交換しないこと)
- (4) 賞味期限内に食べ切り、食品を廃棄しないこと
- (5) 食品(梱包材を含む)を適正に管理すること
- (6) 営利的、宗教的、政治的目的での利用をしないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する団体等に該当しないこと
- (8) 申し込み後のキャンセル、受取日時等の変更を行わないこと
- (9) 当該提供品を起因とする一切の責任から名古屋市を免責すること

たくさんのご応募
お待ちしております!

【配布例】

- ・所属社員、職員、学生等に職場や家庭における備蓄促進の啓発として配布
- ・施設の防災訓練・研修の際に配布 等

※防災に関する啓発用のチラシデータをウェブサイト公開しておりますので是非ご活用ください。

